

# ○常総衛生組合会計年度任用職員の勤務時間，休暇等 に関する規則

〔 令和2年3月31日  
常総衛生組合規則第6号 〕

(趣旨)

第1条 この規則は，地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の勤務時間，休暇等に関し，必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 常総衛生組合会計年度任用職員の勤務時間，休暇等に関する規則については，常総市会計年度任用職員の勤務時間，休暇等に関する規則（令和2年常総市規則第15号）の規定を準用する。この場合において，同規則中「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は，令和2年4月1日から施行する。